

事故発生防止のための指針

医療法人社団 湖聖会

1. 施設における事故の防止に関する基本的な考え方

介護老人保健施設キーストーン（以下、「当施設」）の利用者に対して安全かつ質の高いサービスを提供することで、介護医療事故を未然に防ぐよう努める。そのための体制を整備するとともに、万が一事故が発生した場合には組織的に事故防止対策に取り組むことで、利用者が安全で快適な生活を過ごせるように努めることとする。

2. 事故発生防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、事故等の発生防止や啓発に取り組むにあたって、「リスクマネジメント委員会」（以下、「委員会」）を設置する。

（1）委員会設置の目的

施設内や訪問先での事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いサービスを提供する体制を整備する。万が一事故が発生した場合、最善の処置・対応を行い、施設全体として再発防止策を含めて取り組むことを目的とする。また研修プログラム等を通じて事故防止に関する知識を啓蒙する。

（2）構成人員

委員会は、多くの視点を事故防止に役立てるため、次に挙げる職種から委員を選出する。毎年、委員の中から委員長を選出する。

ア. 介護士

イ. 医師、看護師等

ウ. 療法士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）

エ. 管理栄養士、調理師等

オ. 事務員

カ. 相談員、ケアマネジャー

（3）安全対策担当者

上記の委員とは別に、事務長が安全対策担当者を務める。

（4）委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、毎月1回定例開催する。また、必要に応じて委員長の判断において臨時会を開催する。

（5）委員会の役割

ア. マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備

イ. 必要に応じた事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討

個別の事故やヒヤリハットについては各職員が定められた手順に則って分析し

再発予防策を練るが、委員会が必要と判断した場合において、委員会にて個別の事故を取り上げ、分析および再発防止策の検討を行う。

ウ. 再発防止策の周知

利用者のプライバシーを確保し、事故当事者に配慮しながら、必要に応じて職員全体に事故原因や再発防止策などについて周知し、今後の事故対策についての指示や提言を行う。

3. 事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止に関する知識の普及や職員の意識向上を図るため、指針に基づいた研修プログラムを以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修プログラムの実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への研修プログラムの実施
- (3) その他必要な研修プログラムの実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4. 安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

(1) 報告手順の確立

事故報告書・ヒヤリハット報告書を様式化し、報告手順を定める。職員は事故等が起きた際には手順に則って報告を行う。

(2) 事故要因の分析

発生した事故に対して要因を分析し、再発予防策を検討する。

(3) 再発予防策の周知

事故の要因や再発予防策に関して、施設内で周知し、情報を共有する。

(4) 再発予防策の評価

再発予防策が有効かどうか、一定期間後に再評価する。有効でない場合は改めて再発予防策を検討する。

5. 事故等発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応・事故処理

事故発生時、利用者に対して必要な処置を講じ、適切な事故処理を行う。事故の内容や経過に関しては記録する。

(2) 家族等に対する説明・連絡

家族等に対してはあらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況や詳細に関しても適切で迅速な説明が行えるように努める。

(3) その他の報告・連絡

事故により医療機関で入院する等、利用者が重大な損害を被った場合、家族、介護支

援専門員、サービス事業所等に連絡し、行政や保険者に対して必要な報告を行う。

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当指針は、利用者およびその家族等の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるものとするとともに、ホームページ上に公表する。

7. 事故発生の防止に関する取り組み

事故発生時は事故報告書の提出を義務付ける。事故に至らないものでも報告を推奨し、事故を未然に防ぐ意識を職員間で共有するよう努める。再発防止のためのカンファレンスを開催し、再発防止策の有効性も定期的に確認する体制を整える。事故の傾向に関してはリスクマネジメント委員会を通じて情報共有を行う。